

岸和田市立中央小学校 危機管理マニュアル 2016

危機管理マニュアル①（不審者対応）

（1） 日常の安全確保

① 教職員の共通理解

- ・学校の安全管理について意見交換を行い、共通理解を図る。

② 来校者の確認

- ・8時25分には、学校の出入り口を閉じる。
- ・正門以外の門は常に施錠しておく。
- ・夜間や休日は、出入り口すべてを閉じる。
(チビッコホーム指導員や学校開放事業の利用者には、鍵の開け閉めについて責任を持って管理してもらう。)

③ 児童への指導

- ・全校児童に以下の点について指導する。
 - ◇ 保護者カード等をつけていない見知らぬ人が入ってきたら、すぐに近くの先生に知らせること。
 - ◇ 登校時刻・下校時刻・通学路をきちんと守ること。
 - ◇ 放課後や土曜日の学校開放時に遊びに来たときも、終了時刻や下校時刻を守ること。
 - ◇ 登下校時・放課後に不審な人に会ったら、子ども110番の家や車、派出所に助けをもとめること。

④ 登下校時・放課後の地域の安全確保

- ・毎月20日前後に、職員が登校指導を行う。8時～8時20分 堺町S字、欄干橋付近。
- ・登下校時に、地域の方（中央会・見守りボランティア）に児童の安全を見守って頂く。

⑤ 校外学習や学校行事での安全確保

- ・事前計画を綿密に立てる。
- ・事故や事件に遭遇した場合の各機関への連絡方法について、事前に確認しておく。

（2） 緊急時の体制

① 不審者情報がある場合の連絡体制

- ・速やかに警察との連携を図る。(Tel 439-1234)
- ・情報の内容によって、児童の登下校の方法を考える。
 - ◇下校させることが危険な場合 ⇨待機させる。
※速やかに携帯連絡網により保護者連絡を行い、近況を伝えると共に迎えを依頼する。
 - ◇下校させても危険がないと判断した場合 ⇨校区巡視をしながら集団下校させる。

② 不審者の立ち入りなどの緊急時の体制

- ・「事故発生時の役割分担表」に従い、組織的に対応する。
- ・警察、教育委員会等への連絡を速やかに行う。
- ・緊急時の体制への対応について、日頃から訓練を行うようにする。
- ・PTA、町会、子供会、市民協議会、青少年指導員等に働きかけ、校区巡視パトロール等の実施を依頼する。